

＜登記されていないことの証明書又は医師の診断書＞

- ・東京法務局の発行する成年被後見人、被保佐人でない旨の証明書
(身分証明書に成年被後見人でない旨の証明がある場合は、被保佐人でない旨が証明してあれば良い。)
- ・医師の診断書については、契約の締結及びその履行にあたり、必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載したものとする。
- ・外国籍の者も必要
- ・申請書受付時の3か月以内発行のものに限る。
- ・申請書式がA4であるのでサイズが異なる場合は、台紙(A4)に貼って添付する。

添付の必要な人(同一人が2職以上兼ねる場合は1通でよい。)

- 代表者
- 役員(監査役、監事を含む。)
- 政令第2条の2で定める使用人
- 専任の宅地建物取引士
- 相談役、顧問
(未成年の場合は、法定代理人(両親等)を確認できる戸籍抄本及びその者の両証明書が必要)

＜＜登記されていないことの証明の請求方法＞＞(2通りあります)

(1)直接窓口で請求する場合

場 所 新潟市中央区西大畑町 5191 番地 新潟地方法務総合庁舎 2 階 新潟地方法務局戸籍課
電 話 025-222-1565
受付時間 午前8時 30 分から午後5時 15 分まで

(2)郵送で請求する場合

東京法務局ホームページを参照ください。

http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html